

平成27年第3回佐渡市議会定例会会議録（第6号）

平成27年10月1日（木曜日）

議事日程（第6号）

平成27年10月1日（木）午後1時30分開議

第 1 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第89号から議案第92号まで、議案第95号から議案第97号まで、議案第121号、平成26年請願第11号、請願第1号、陳情第2号、請願第3号、請願第5号、請願第8号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第93号、議案第98号から議案第100号まで、議案第103号から議案第105号まで、請願第6号、陳情第9号、請願第7号、陳情第10号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第94号、議案第101号、議案第102号、議案第106号、請願第2号、陳情第5号、陳情第6号

第 2 発議案第 8号

第 3 発議案第 9号

第 4 発議案第10号

第 5 発議案第11号

第 6 議員の派遣について

第 7 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（21名）

1番	山田伸之君	2番	荒井眞理君
3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
5番	坂下善英君	6番	大森幸平君
7番	笠井正信君	8番	中川直美君
9番	大澤祐治郎君	10番	金田淳一君
11番	浜田正敏君	12番	中川隆一君
13番	岩崎隆寿君	14番	中村良夫君
16番	佐藤孝君	17番	金光英晴君
18番	猪股文彦君	19番	金子克己君
21番	竹内道廣君	23番	近藤和義君
24番	根岸勇雄君		

欠席議員（1名）

15番 村川四郎君

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	甲斐元也君	副市長	金子優君
教育長	児玉勝巳君	総合政策監	池町円君
会計管理者兼会計課長	原田道夫君	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	渡辺竜五君
総合政策課長	小林泰英君	行政改革課長	本間聡君
世界遺産推進課長	安藤信義君	財務課長	池野良夫君
地域振興課長	加藤留美子君	交通政策課長	渡邊裕次君
市民生活課長	村川一博君	税務課長	川上達也君
環境対策課長	名畑匡章君	社会福祉課長	鍵谷繁樹君
高齢福祉課長	後藤友二君	農林水産課長	坂田和三君
観光振興課長	大橋幸喜君	産業振興課長	市橋秀紀君
建設課長	清水正人君	上下水道課長	野尻純一君
学校教育課長	吉田泉君	社会教育課長	越前範行君
両津病院院長	小路昭君	監査委員局長	計良隆弘君
農業委員会事務局長	長敏宏君	消防課長	中川義弘君
危機管理幹事	羽藤政吉君	契約管理幹事	伊藤浩二君
庁舎整備幹事	猪股雄司君		

事務局職員出席者

事務局長	源田俊夫君	事務局次長	中川雅史君
議事調査係	齋藤壮一君	議事調査係	太田一人君

午後 1時30分 開議

○議長（根岸勇雄君） ご苦労さまです。ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第89号から議案第92号まで、議案第95号から議案第97号まで、議案第121号、平成26年請願第11号、請願第1号、陳情第2号、請願第3号、請願第5号、請願第8号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第93号、議案第98号から議案第100号まで、議案第103号から議案第105号まで、請願第6号、陳情第9号、請願第7号、陳情第10号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第94号、議案第101号、議案第102号、議案第106号、請願第2号、陳情第5号、陳情第6号

○議長（根岸勇雄君） 日程第1、各常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、佐藤孝君。

〔総務文教常任委員長 佐藤 孝君登壇〕

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条、第141条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第89号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について）。本案は、平成27年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1,000万円を追加し、予算総額を455億9,314万5,000円とする予算の補正を本年8月10日付で専決処分したことについて、承認を求めるものであります。補正内容は、本年7月16日に金井コミュニティーセンター駐車場において発生した交通死亡事故に対する保険金の費用であります。審査の結果、次のとおり意見を付して承認すべきものとして決定しました。

意見。市は誠意を持って遺族に対応し、説明責任を果たすとともに、市の集団健診会場における安全性を高めるよう検討すること。

議案第90号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）について）。本案は、平成27年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ500万円を追加し、予算総額を455億9,814万5,000円とする予算の補正を本年8月17日付で専決処分したことについて、承認を求めるものであります。補正内容は、本年8月2日に開催された2015佐渡オープンウォータースイミングにおいて発生した死亡事故に対する保険金の費用であります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第91号 佐渡市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、法改正により共済年金が厚生年金に統一されることに伴い、佐渡市職員の再任用に関する条例について所要の改正を行うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第92号 佐渡市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、佐渡市が保有することとなる特定個人情報の取り扱いについて改めるよう、佐渡市個人情報保護条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第95号 佐渡市学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、給食センターの統廃合等により、平成28年4月1日から両津学校給食センターを移転し、畑野学校給食センターを廃止するよう、佐渡市学校給食センター条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第96号 佐渡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市消防団員の定員について、現行の2,014人を実態に応じて1,900人に改めるよう、当該条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第97号 平成27年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）について。本案は、平成27年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ5億2,270万1,000円を追加し、予算総額を461億2,084万6,000円とするものであります。主な内容は、人事異動に伴い人件費を6,504万7,000円減額するほか、米粉を原料とする製品の開発、販売事業を支援する6次産業化促進事業に4,000万円及び両津湊・河崎地区統合保育園移転改築事業に1億415万円を計上し、並びに周遊滞在型観光推進事業に係る債務負担行為を設定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第121号 佐和田行政サービスセンター耐震補強・大規模改修工事請負契約の締結について。本案は、佐和田行政サービスセンター耐震補強・大規模改修工事について、9月14日に執行した指名競争入札における落札者と請負契約を締結するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。本請負契約は、従来建築、電気、機械に係る一定規模以上の工事について分離して行っていた入札について、そのメリット、デメリットを検証するため、あえてこれを一括して入札に付したものである。しかし、今後当該発注方針については速やかに再検討すること。

平成26年請願第11号 消費税の10%への増税は「延期」でなく、きっぱり中止することを求める意見書の提出を求める請願。請願第1号 消費税の10%への増税をきっぱり中止することを求める意見書の提出を求める請願。以上2件の請願は、昨年11月25日及び本年2月13日に消費税をなくす新潟の会から提出され、次の事項について関係機関に対する意見書の提出を求められているものであります。請願項目。消費税の10%への増税はきっぱりと中止すること。審査の結果、不採択とすべきものとして決定しました。

陳情第2号 柏崎刈羽原発の再稼働反対を求める陳情。本陳情は、本年2月23日に佐渡地区労働組合等懇談会等から提出され、次の事項について関係機関に対し意見書の提出を求められているものであります。陳情項目。1、柏崎刈羽原発の再稼働を行わないこと。2、エネルギー政策は、再生可能な自然エネルギーへの転換を進めること。なお、本陳情には合計5,274筆の署名が添えられております。審査の結果、不

採択とすべきものとして決定しました。

請願第3号 「安全保障関連法」制定の中止を求める請願。本請願は、本年6月3日に佐渡九条の会から提出され、次の事項について関係機関に対し意見書の提出を求められているものであります。請願項目。安全保障関連法制定を中止すること。審査の結果、不採択とすべきものとして決定しました。

請願第5号 「戦争立法」に反対し、憲法9条を守り生かすことを求める請願。本請願は、本年6月4日に佐渡民主商工会から提出され、次の事項について関係機関に対し意見書の提出を求められているものであります。請願項目。1、戦争立法（安保法案）をやめること。2、日本国憲法第9条を守り、生かすこと。審査の結果、不採択とすべきものとして決定しました。

請願第8号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する請願。本請願は、本年8月31日に新潟県私学の公費助成をすすめる会から提出され、次の事項について関係機関に対し意見書の提出を求められているものであります。請願項目。学費と教育条件の公私間格差是正に向け、私立高等学校への私学助成の増額、拡充を求めること。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） これより議案第121号 佐和田行政サービスセンター耐震補強・大規模改修工事請負契約の締結についての質疑に入ります。

金光英晴君の質疑を許します。

金光英晴君。

○17番（金光英晴君） 佐藤委員長にお尋ねいたします。

ただいまの報告の中で議案第121号に委員会の意見が付されております。これについては、一括して入札した方がいいのか悪いのかということが酌み取れないかと思えます。それで、委員会としてはこの意見についてどういう意味があるのかお尋ねするところであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

佐藤総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） それでは、金光議員にお答えをいたします。

今ほど言いましたこの意見ではいいのか悪いのかわからないということなのですが、これはやってみないとわかりませんので、委員会の審議の中では、とにかく今までは一括ではなくて分離発注だったものがなぜ一括でやるのだ、本当にメリットがあるのかどうかということのけんけんがくがくとした意見が出ました。執行部としても、その辺についてはやってみないとわからないので、検証的にやらせていただきたいということでこういう意見がついたわけでありまして。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 金光英晴君。

○17番（金光英晴君） 執行部からはメリット、デメリットを検証するためにこうやったというふうなことだったと。これをやってみなければわからないのであれば、今後当該発注方針について再検討する必要があるのかどうか、委員会としてはこの意見がつくということはやはり問題があるからということ指摘しているのではないですか。

○議長（根岸勇雄君） 佐藤総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） 一括では問題があるということ指摘するためのこれは意見でありまして、なおかつ委員会のほうに相談、報告等があれば事前に検討はできたのですけれども、それもなく、いきなり一括で提出をされたということでもあります。それで、メリット、デメリットの内容につきましては資料でいただきまして、それに関していろいろとみんなで協議をしましたけれども、詳しい方の、関係する議員もおりますので、その方の内容も一応聞かせていただきました。そうしたら、やっぱり今までどおり分離発注のほうがいいのではないかという意見もたくさんありました。しかし、今ここまで来て一括はだめだから、これを否決するというわけにはちょっといかないということもありまして、意見をつけてこれは可決ということで決まったという経過でございます。

○議長（根岸勇雄君） 金光英晴君の3回目の質疑を許します。

○17番（金光英晴君） そうすると、逆に手続論として問題があったと、そういう指摘として受けとめていいわけですね。そうすると、手続上間違いはあったけれども、この改修工事そのものについてはいいのですよというふうに理解してよろしいのですか。

○議長（根岸勇雄君） 総務文教常任委員長、佐藤孝君。

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） お答えします。

手続上の問題というのは、これはありました、間違いなく。事前にやっぱり相談なり報告すべきであるということで、一応執行部に対してそういう、担当に対してもこの話をしましたが、一応改善をしたいという話がありました。今度出した場合は否決するぞというような話も中には出ました。しかし、今回はしようがないということで、意見をつけて通すということでもあります。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 以上で議案第121号についての質疑を終結いたします。

これより議案第121号 佐和田行政サービスセンター耐震補強・大規模改修工事請負契約の締結についての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔8番 中川直美君登壇〕

○8番（中川直美君） 日本共産党の中川直美です。ただいま議題となっています議案第121号 佐和田行政サービスセンター耐震補強・大規模改修工事請負契約の締結についての反対討論を行います。

具体的に反対討論に入る前に、今安保関連法案、いわゆる戦争法の国会審議の過程で、政治の進め方に対して高校生や大学生、若者たち、子供を持つ母親など国民各層から、政治って何だ、民主主義って何だという声が上がっており、今政治のあり方が大きく注目をされ、問われています。今議会でもその場しのぎの方便ということが言われましたが、答弁がその場しのぎになっていないかを感じざるを得ない部分も多々あります。もちろん議会の我々も含めてであります。田舎町の佐渡市議会ではありますが、政治の一端を担っているということをお戒を込め表明し、反対討論を行います。

まず第1、この工事の契約は一連の支所、行政サービスセンターの耐震補強などであり、佐和田は利用者も多く、現在社会福祉協議会も入っているものであり、必要な耐震補強を行う工事契約であり、この工

事案件は必要なものであります。しかしながら、議案上程時に質疑がありましたように、これまでこの種の工事発注は従来一括発注方式であり、今回これを見直し、転換をし、地元業者などの受注機会の拡大や確保などをするための分離分割発注による契約指針、方針で進めてきたもの、この方針の大転換であります。この分離発注は、国や都道府県では現在原則分離発注となっています。平成26年3月28日の通達の中、中小建設業者等の受注機会確保等という通達でも、可能な限りの分離分割発注の推進、経営建設共同企業体の適正な活用を図ることとなっているものであります。さらに、全国の現状を言えば、全国の市町村のうち6から7割近くが原則分離発注となっているものでもあります。このことを変えるということではありません。議会は、執行部の追認機関ではありませんから、提案された議案に道理と筋が通らなければなりません、この議案に限るものではありませんが、そこで、具体的に言います。深刻で長引いている地域経済の現下で、地元業者や地域経済に寄与できる形の発注方式や、そこで働く従業員の雇用の向上のための発注や公契約などの方式を検討し、実施するということが大いに賛成であります。前の議会でもありましたが、下水道の業務委託が予定価格の40%で委託するようなことを平然と行っていることなども含めて、本来再検討をすべきものであります。また、国が進めている地方創生については論を異にしますが、この地方創生の中でも地域経済の振興が大きな柱となっているものであります。建設業などは、雇用力が極めて大きなものになっている佐渡市であります。ここに焦点を当てた対策が必要なことは言うまでもありません。公での工事契約等の発注や調達があり方が地域経済に大きな影響を与えるものであり、この部分での方針、指針の大転換ということなのであります。これまでは、一括だと下請とかできるわけですが、一括方式がだめだといって分離分割に転換してきたにもかかわらず、今度は明確な根拠も示さず一括方式に転換するという筋が通らないのではないかと考えます。委員会などでも、少なくとも質疑に対する答弁ではそのことが明確に示されていません。委員会で示された一括発注のメリットに関するものも示されましたが、結局これまでやってきた分離発注はデメリットだらけと言わんばかりでありました。ということは、これまでの方針は一体何だったのかと言わざるを得ないものであります。ちなみに、本会議での答弁は、お試しでやってみるという程度のものであります。今深刻な経済を考えたときに、この言葉で済ませられるものではないと考えます。一括か分離かは、機械的に当てはめるのではなく、本来工事の種類などにより柔軟に対応すべきものであることは委員会でも指摘をしたとおりであります。したがって、現下の経済状況の中、甲斐市政が突然に全国でもやっている分離発注の方式を大転換する意味と道理が少なくとも委員会審査の段階ではわからないということを経験して、反対の討論といたします。

○議長（根岸勇雄君） 以上で中川直美君の反対討論は終わりました。

次に、金光英晴君の賛成討論を許します。

金光英晴君。

〔17番 金光英晴君登壇〕

○17番（金光英晴君） 議案第121号について、賛成の立場で討論を行います。

先ほどの反対討論で、この入札案件を一括発注した疑義について、るる指摘がありました。私も全く同感であります。甲斐市政のでたらめぶりは、一般質問でこの席で指摘したとおりであります。ほかにも佐渡市の事業に県議員の介入を許したりと、目に余るものがあります。今回の入札制度の変更は、制度の根幹をなすものであります。周知期間を設けず、変更、即実施というのはいかがなものと考えます。佐渡

汽船の貨物運賃改定を甲斐市長は傲慢で横暴な行動と議会で批判しておられますが、ご自身の今回の提案はどう評価するのかお聞きしてみたいものであります。

反対討論で指摘されたように、この入札制度の変更には多くの問題があります。しかしながら、この耐震改修工事は1支所3行政サービスセンターの改修を目的に、支所・行政サービスセンター庁舎整備事業として平成29年度までの継続事業と認められた事業の一つであります。また、佐和田地区住民のみならず多くの市民から利用されている施設であり、一日も早い完成が求められている施設でもあります。ご存じのとおり佐渡近海には断層の存在が指摘され、大地震が起こる可能性も指摘されております。利用者の安全確保の点から、この議案に賛成の意を表し、残る3施設の改修発注に際しては万全を期し、一日も早く完成されることを希望し、賛成討論といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（根岸勇雄君） 以上で金光英晴君の賛成討論は終わりました。

議案第121号についての討論を終結いたします。

これより議案第121号 佐和田行政サービスセンター耐震補強・大規模改修工事請負契約の締結についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより平成26年請願第11号 消費税の10%への増税は「延期」でなく、きっぱり中止することを求める意見書の提出を求める請願についての採決に入ります。

平成26年請願第11号に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、原案に賛成する者の起立により行います。

念のため申し上げます。委員長報告にかかわらず平成26年請願第11号を採択とされる方は起立してください。再度申し上げます。平成26年請願第11号を採択とされる方は起立してください。

それでは、お諮りいたします。本案は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立少数であります。

よって、本案は不採択と決しました。

これより請願第1号 消費税の10%への増税をきっぱり中止することを求める意見書の提出を求める請願についての採決に入ります。

請願第1号に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、原案に賛成する者の起立により行います。

念のため申し上げます。委員長報告にかかわらず請願第1号を採択とされる方は起立してください。再度申し上げます。請願第1号を採択とされる方は起立してください。

それでは、お諮りいたします。本案は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立少数であります。

よって、本案は不採択と決しました。

これより陳情第2号 柏崎刈羽原発の再稼働反対を求める陳情についての討論に入ります。

中川直美君の賛成討論を許します。

中川直美君。

〔8番 中川直美君登壇〕

○8番（中川直美君） 日本共産党を代表いたしまして、陳情第2号 柏崎刈羽原発の再稼働反対を求める陳情についての賛成討論を行います。

この原発再稼働は、あれこれ言うまでもなく、あの福島原発事故を目の当たりにしていますから、一たび事故が起これば人間はコントロールも収束をさせることもできないものであるという点、いかにあの福島原発事故が深刻な事態を引き起こし、現在でも続いているという点でも、原発の再稼働などあり得ないというものです。そして、危険な原発の再稼働はやめてくれというのがこの陳情で、多くの声であります。議会としても、この市民の意思をしっかり受けとめるべきものであります。

この陳情は、佐渡の南部の対岸50キロにある柏崎刈羽原発の再稼働について、住民の負託を受けている佐渡市議会が危険な原発再稼働反対の意思を表明する意見書を採択してほしいという中身です。この陳情は、3月議会に2,056人分の署名つきで出されましたが、市議会は継続審査扱いとし、この9月議会まで採択をしてこなかったものであります。この署名は、立場の違いを超えて広範な方々が取り組まれ、9月議会には再稼働反対を求める署名は5,274人となっています。この5,274人は、9月時点の佐渡の人口に対して言えば約9%になるもので、多くの市民が原発再稼働反対を求めています。3.11の福島原発事故から4年半を経過していますが、いまだに事故の収束も展望も、事故原因も明確になっていないにもかかわらず、8月11日には鹿児島県の川内原発が再稼働されました。安倍政権は、長期エネルギー需給見通しのもと、原発再稼働を前のめりに積極的に進めていますが、一たび原発事故が起これば、いかに深刻な事態を引き起こすかは、あの福島原発事故が明瞭に物語っています。

原発事故等による災害は、他の災害と違い、大きな特異性を持っています。1つは、空間的な問題です。放射能が外部に放出されると、抑える手段がなく、広範に広がります。2つ目は、時間的な問題です。放射能汚染は、長期にわたって続きます。30年前に起こったチェルノブイリ原発事故も現在進行中であります。3点目は、社会的な問題です。事故が起これば、個人的人間だけでなく、地域社会そのものを破壊するという点であります。佐渡の南部は、柏崎原発からは山などの障害物のない海を隔てての50キロの距離です。原子力規制委員会の放射能拡散シミュレーションでも、佐渡に向かって42.5キロまで拡散する可能性を明らかにしています。福島原発事故でも、放射能が50キロどころか、広範に広がったことは紛れもない事実です。昨年5月の福井地裁が出した関西電力大飯原発の運転差し止め判決では、福島原発事故、政府が250キロ圏まで避難が必要になる最悪シナリオを練っていたことを根拠に、250キロ圏内の住民には具体的な危険があり、差し止めを求める権利がある当事者だと認定をしております。また、佐渡は離島であり、逃げ場所もなく、避難するにも極めて困難な地理的条件にあります。一度汚染されれば、自然豊かでトキが舞うこの島が廃墟と化すと言っても過言ではありません。

以上のことをもって賛成の討論といたします。議員各位もご理解の上、採択されますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（根岸勇雄君） 以上で中川直美君の反対討論は終わりました。

陳情第2号についての討論を終結いたします。

これより陳情第2号 柏崎刈羽原発の再稼働反対を求める陳情についての採決に入ります。

陳情第2号に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、原案に賛成する者の起立により行います。

念のため申し上げます。委員長報告にかかわらず陳情第2号を採択とされる方は起立してください。

それでは、お諮りいたします。本案は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立少数であります。

よって、本案は不採択と決しました。

これより請願第3号 「安全保障関連法」制定の中止を求める請願について及び請願第5号 「戦争立法」に反対し、憲法9条を守り生かすことを求める請願についての討論に入ります。

中村良夫君の賛成討論を許します。

中村良夫君。

〔14番 中村良夫君登壇〕

○14番（中村良夫君） 日本共産党の中村良夫です。請願第3号、佐渡九条の会からの「安全保障関連法」制定の中止を求める請願、そして請願第5号、佐渡民主商工会からの「戦争立法」に反対し、憲法9条を守り生かすことを求める請願について、この2つの請願について政府に佐渡市議会として意見書を提出していただくことについて賛成の立場で賛成討論を行います。

ご案内のように、先日国会で安保関連法成立と。毎日新聞の9月19日、20日の調査では、成立に評価するが33%、評価しないが57%、約6割が安保関連法成立を評価していないのです。次に、国民への説明はどうだったのか。十分が13%、不十分が78%、国民の約8割が不十分なのです。

安倍自公政権は、9月19日、安保法制、戦争法の採決を強行しました。路上に出て空気変えたと、SEALDs、自由と民主主義のための学生緊急行動の奥田氏は、参院安保法制特別委員会の中央公聴会で公述人として発言しました。「政治的無関心と言われていた若い世代が動き始めている。私たちは、この国の民主主義のあり方、未来について主体的に一人一人考え、立ち上がっています。私たちこそが主権者であり、政治について考え、声を上げることは当たり前なのです。今やデモは珍しいものではありません。路上に出た人々がこの社会の空気を変えたのです。国会の審議としては異例の9月末まで延ばした結果、国民の理解を得られなかったのですから、今国会での可決は無効です。無効というか、無理です。廃案にするしかありません。仮にこの法案が強行採決されるようなことになれば、全国各地でこれまで以上に声上がるでしょう。むしろそこから始まっていくのです。新しい時代は、もう始まっています。もうとまらないのです。既に私たちの日常の一部になっているのです」と。今回日本全国の高校、大学生、子育て真っ最中のママ、パパさんたち、大勢の若い人が力強い声を発しています。日本の将来のことを自分の言葉で発しています。素晴らしいことではないでしょうか。戦争法の廃止、立憲主義を取り戻す国民連合政

府、全ての政党、団体、個人が思想信条の違い、政治的立場の違いを乗り越えて、力を合わせ安倍自公政権を退場させ、立憲主義、民主主義、平和主義を貫く新しい政治をつくろうではありませんか。

請願第3号。請願団体、佐渡九条の会。「安全保障関連法」制定の中止を求める請願書。請願趣旨。今国会で集団的自衛権行使を認める一連の法案が審議、成立が図られようとしています。今多くの国民が日本国憲法が禁じている海外での武力行使に大きく踏み出すのではないかと不安と危惧を広げています。政府が国会提出した安全保障関連法案は、これまでの自衛隊が行ってはいけないとされていた戦闘地域にも派兵を認めるものとなっています。また、自衛隊の武器使用についても、自己防衛（正当防衛）に限られていたものから大きく拡大されています。これらのことから、自衛隊の任務の危険性は高まって戦死者を出すことも懸念されます。さらに、政府が存立危機事態と判断すれば集団的自衛権が発動され、重要事態と判断すれば日本周辺に限らず世界中のどこでも米国の戦争支援に踏み出す内容となっています。その上、国際平和支援法案という名で自衛隊海外派兵の恒久法がつくられようとしています。このように安全保障関連法でいつでもどこでも日本の自衛隊が海外で戦争に参加する国になってしまいます。ことしは、戦後70年の節目の年です。新潟県内においても、長岡空襲や模擬爆弾被害を始め、多くの戦死者を出したことを忘れてはなりません。住民の命と暮らし、安全に責任を負う自治体として、日本が戦争する国へと踏み出すことを看過することはできません。以上のことから、下記事項について強く請願いたします。請願事項。1、安全保障関連法案制定を中止するよう政府に意見書を提出していただくこと。

請願第5号。佐渡民主商工会、戦争立法に反対し、憲法9条を守り生かしてくださいと。要請趣旨。日ごろの国民生活向上への尽力に敬意を表します。安倍政権は、集団的自衛権行使を認める一連の法案を今国会を延長してまで強引に成立させようとしています。日本を海外で戦争する国にする動きを、平和でこそ商売繁栄との合い言葉で地域経済を支えてきた私たち中小業者は見過ごすわけにはいきません。今国会に提出される予定の安全保障法案は、これまで禁じられていた戦闘地域への自衛隊派兵を認めています。また、銃弾が飛び交う戦闘現場になっても、活動を休止するだけで撤退はしないと決められようとしています。自衛隊の武器使用については、自己防護、正当防衛に限られてきたものから大きく拡大。自衛隊の任務の危険性が格段に高まり、戦死者が出ることは避けられません。また、日本が攻撃されてもいないのに存立危機事態と政府が判断すれば参戦する仕組みをつくろうとしています。重要影響事態イコール日本の経済や社会に重要な影響を与える事態と判断すれば、日本周辺に限らず世界中で米国の戦争支援を行おうとしています。米国の戦争を支援するためにいつでも自衛隊を派兵できる新たな海外派兵恒久法の名称が国際平和支援法と言われています。自衛隊が行う支援は、補給、輸送、修理、整備、医療など多種にわたります。この法律により、弾薬の提供、戦闘行為のため発進準備をしている航空機への給油、整備も可能になります。国際平和支援法の正体は、国際戦争支援法にほかなりません。憲法前文と第9条の平和理念を生かし、平和外交を働きかけることが私たち日本国民の責任です。平和でこそ商売繁栄との理念から、私たちはこの憲法9条を壊す違憲立法に強く反対し、以下のことを求めます。以上の趣旨から、下記について要請します。要請事項。1、戦争立法、安保法制をやめること。1、日本国憲法第9条を守り、生かすこと。

成立したとはいえ、まだ終わっていません。始まりです。立憲主義を基本とする行政の根幹にかかわることだと受けとめざるを得ません。よって、請願第3号、請願第5号について賛成するものであります。

以上、賛成討論といたします。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（根岸勇雄君） 以上で中村良夫君の賛成討論は終わりました。

請願第3号及び請願第5号についての討論を終結いたします。

これより請願第3号 「安全保障関連法」制定の中止を求める請願についての採決に入ります。

請願第3号に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、原案に賛成する者の起立により行います。

念のため申し上げます。委員長報告にかかわらず請願第3号を採択するとされる方は起立してください。

それでは、お諮りいたします。本案は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立少数であります。

よって、本案は不採択と決しました。

次に、請願第5号 「戦争立法」に反対し、憲法9条を守り生かすことを求める請願についての採決に入ります。

請願第5号に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、原案に賛成する者の起立により行います。

念のため申し上げます。委員長報告にかかわらず請願第5号を採択とされる方は起立してください。

それでは、お諮りいたします。本案は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立少数であります。

よって、本案は不採択と決しました。

これよりただいま議決いたしました議案第121号、平成26年請願第11号、請願第1号、陳情第2号、請願第3号、請願第5号を除く総務文教常任委員会付託案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、大森幸平君。

〔市民厚生常任委員長 大森幸平君登壇〕

○市民厚生常任委員長（大森幸平君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条、第141条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第93号 佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成27年10月5日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行されたことに伴い、個人番号を本人に通知する通知カード及び本人に交付される個人番号カードの再交付手数料を定める等のため、

佐渡市手数料条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第98号 平成27年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。本案は、平成27年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ220万円を追加し、予算総額を81億6,920万円とするものであります。内容は、一般被保険者の資格適正化に伴う一般被保険者保険税還付金を予算計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第99号 平成27年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。本案は、平成27年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1,264万7,000円を追加し、予算総額を7億3,454万7,000円とするものであります。主な内容は、前年度決算の確定に伴う繰越金及び保険料等負担金精算金の増額並びに人事異動に伴う人事費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第100号 平成27年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。本案は、平成27年度佐渡市介護保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ2億310万1,000円を追加し、予算総額を88億450万1,000円とするものであります。主な内容は、精算返還金の増額及び人事異動等に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第103号 平成27年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）について。本案は、平成27年度佐渡市歌代の里特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ771万6,000円を減額し、予算総額を4億6,918万4,000円とするものであります。主な内容は、介護報酬改定に伴う介護サービス収入及び人事異動に伴う人件費の減額並びに前年度決算の確定に伴う一般会計繰入金及び繰越金の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第104号 平成27年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）について。本案は、平成27年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ525万5,000円を追加し、予算総額を6億515万5,000円とするものであります。主な内容は、介護報酬改定に伴う介護サービス収入及び人事異動等に伴う人件費の減額並びに介護サービス収入減に伴う一般会計繰入金の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第105号 平成27年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）について。本案は、平成27年度佐渡市病院事業会計予算について、収益的支出の予定額に282万3,000円を増額するものであります。内容は、人事異動等に伴う人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第6号 「金井温泉 金北の里」の復活を求める請願。本請願は、4月から閉館となっている金井温泉金北の里について、早期再開に向けた地元団体との話し合いの場を今後も設け、他用途の施設へ活用するまでの期間の延長を求めるものであります。審査の結果、不採択とすべきものとして決定しました。

陳情第9号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情。本陳情は、国外に親族を持つ外国人が扶養する親族について、所在や所得の確認が不十分なまま認定されることにより所得税等が非課税となっている現状に対し、抜本的な制度改正を国に求める意見書の採択を求めるものであります。審査の結果、その趣旨を採択すべきものとして決定しました。

請願第7号 羽茂病院への財政支援継続を求める請願。本請願は、羽茂病院が南部地区の住民の健康を

守る拠点として、かつ安全、安心な医療の提供が行えるよう、運営継続に係る市の財政支援を求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。なお、本請願は市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものとして決定しました。

陳情第10号 金井保育園統合計画の3園統合に関する陳情。本陳情は、金井地区保育園の統合に関し、次の事項について陳情するものであります。陳情事項。1、島内初となる200人規模の金井統合保育園の保育方針、具体的な運営について明確に示すこと。2、保育園3園統合による交通量増加に対して、道路の増設、拡幅及び信号機の設置を含めた交通安全対策を実施すること。3、佐渡市基幹保育園として初めての病後児保育に取り組むに当たり、関係医療機関との連携がどのようになるのか示すこと。審査の結果、陳情事項1及び3について、採択すべきものとして、陳情事項2について、その趣旨を採択すべきものとして決定しました。なお、本陳情は市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（根岸勇雄君） これより請願第6号 「金井温泉 金北の里」の復活を求める請願についての質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 今ほど委員長報告があったのですが、審査の結果不採択とすべきものとして記載されていないのです。具体的に何でこうなったのかというのがやはり必要だろうということでお尋ねをするものです。

ちなみに、今回のこの請願第6号について言えば、6月議会で市民厚生常任委員会が全会一致で否決をした3,780名の署名つきのものと願意を同じくする内容の請願であろうと思うのです。そして、今回もまた全会一致で不採択なのだろうと思うのですが、具体的にどのようなことなのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

市民厚生常任委員長、大森幸平君。

○市民厚生常任委員長（大森幸平君） 中川議員にお答えいたします。

温泉施設については、市として保有しないという考えについては、議会、執行部ともに一致した見解であることは中川議員もご承知のことと思います。しかし、金井温泉については、6月の定例会において事業継続を求める陳情があり、これは直営等による継続でありましたので、否決となりましたが、委員会審査では地元の方々などから事業再開の相談があればしっかりと対応するように申し伝えたところであります。その後執行部は、今回の請願を受け、先日の議員全員協議会において市長から、事業再開に向け事業者が名乗り出ているので、審査してもよいかとの申し出に対し、議会はそれを了としたところであり、その結果については及第点にわずか届かず、議案を上程しないこととなったのは議員もご承知のことと思います。今後の金井温泉の方向性について、執行部からの説明は、温泉施設を無償貸与しての事業再開は断念し、市の公共施設見直し手順に従い、譲渡または他用途に展開していくというものでありますので、委員会はそれを了とし、不採択となったものであります。3,780筆の署名の関係についてであります。

議員、議会が市民の気持ちを酌み取っていくことは当然のことではありますが、温泉施設に関しては議会も執行部も市は温泉施設を保有しないという一致した見解のもと、ここまで来たものでありますので、その方針に沿ったものであります。

以上であります。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 強調されているこういった温泉関連の施設については、市も議会も保有しないで一致したと言うけれども、少なくともどこでそういう議決をしたのか、そういったことをしたのは私は全くわからない。議員にはいろんな意見があるということで、これ決して私は議会として一致したものではない、大勢はそうなのかもしれませんが、と思うのですが、それはよしとして、その後プロポーザルで市も努力したのだと、今後やらないということなのだけれども、プロポーザルがだめだったということがわかった後の9月24日にも、要望書という形で全議員あるいは執行部にも行っているのだと思うのですが、もともとの願意を達成してほしいと。今ほどの委員長の話ですと、どうも市のほうばかり顔向いていて、市がやらないと言うからこれは採択しないとかというのではなくて、議会というのは市長がどうであろうが、行政の意向がどうであろうが、市民の意向を聞いて、我々も政策立案もしていくし、やっていくということが私は必要だろうというふうに思うのですが、そういったところは審査したのか。前回も言いましたが、市民の中には不公平があるのが1つ。それともう一つは、無駄なところにお金使うよりは、高齢者がいっぱいいる島なのだから、こういったところにこそ金使ってくれという声があると思うのです。そういった声を市民厚生常任委員会として、議会として知恵生かしていく必要あったのではないかと思うのですが、審査をしていなければしょうがないのですが、感想あれば。

○議長（根岸勇雄君） 大森市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（大森幸平君） 要望書が出ているということは、私も承知しておりますが、その内容は市が直営でやるようなというような中身に受け取れましたので、委員会ではあえてその問題については前回不採択で意見が出ているということで討論はしておりません。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 9月24日付の要望書を見てもわかるのですが、地方創生の絡みであるとか、今甲斐市政が健康寿命を延ばす、国も言っています。そういった中において、今まで低迷もしていたのだけれども、地域一丸となって地域づくりも含めて頑張りたいのだから、何とかやらせてくれ、何とか力かしてくれというふうに私はあの要望を読むわけでありまして、ですからその願意はやっぱりしっかりと酌み取るべきだったと思うのですが、不採択ということですから、しょうがないと思うのですが、6月に不採択、今回も不採択ということになるのですが、願意は理解はされているのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 大森市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（大森幸平君） 願意については、我々も十分承知はしておりますが、内容について委員会としてはその方針では採択できないというのが一致した意見でありましたので、報告します。

○議長（根岸勇雄君） 以上で請願第6号についての質疑を終結いたします。

これより請願第6号 「金井温泉 金北の里」の復活を求める請願についての採決に入ります。

請願第6号に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、原案に賛成する者の起立により行います。

念のため申し上げます。委員長報告にかかわらず請願第6号を採択するとされる方は起立してください。それでは、お諮りいたします。本案は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立少数であります。

よって、本案は不採択と決しました。

これより陳情第10号 金井保育園統合計画の3園統合に関する陳情についての質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 陳情第10号の金井保育園統合計画の3園統合に関する陳情の件です。

先ほどと同じであります。基本的には、この陳情そのものは、金井地区の保育園の統合に関して保護者が不安に感じていることについて十分な説明や対応を願っているものです。9月17日時点で、2日間で対象保育園の中興保育園40世帯中全員、新保保育園が50世帯中32世帯、金井保育園が67世帯中45世帯、実に7割を超す保護者から署名も集まって添付をされているものです。また、それにあわせて地域住民の方もそれと同数の250ぐらい署名が出されていると聞いています。陳情の中身は明快で、先ほど委員長報告あったとおりで、初めての基幹保育園とすることに伴うもので、1つは大規模保育園になるので、保育方針や運営についてもっと明確に示してほしい。2つ目が佐渡でも一番交通量が多いと言われる本線であって、道路の安全対策を実施してほしい。3つ目が佐渡市で初めて行う病後児保育について医療機関との連携等も詳しく説明してほしいということでありまして、こういった施設の統廃合ではよくある不安の中身であるということは常識だと思うのです。先ほど委員長言いましたが、今言った1と3については採択をしていますが、2番目の交通安全対策については趣旨採択という非常に曖昧なことになっているので、なぜ趣旨採択なのかお教え願いたい。

それともう一つは、こういった施設の統廃合やいろんなことをやる際には、いろんな条件をまず話し合いをして、100%すり合わないこともありますけれども、今この段になってこんな問題が出てくるというのはどこに根本問題があったのかお教え願いたい。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

市民厚生常任委員長、大森幸平君。

○市民厚生常任委員長（大森幸平君） 1つ目の質問であります。陳情にありますとおり200人規模の保育園が建設され、交通量の増加が予想されるため、保護者としては交通の安全を心配されることは至極当然のことであり、当委員会としてもそのことに関しては十分理解しているつもりであります。しかし、交通量の増加に対しては、通園バスの積極的な利用の理解を求め、交通量を減らす努力をすることが先決であり、陳情事項にある道路の拡幅、増設、信号機の設置まではやむを得ない状況となってから対応すべきではないかということが委員会の大半の意見でありましたので、趣旨採択としたものであります。

2つ目に、陳情が出された原因についてであります。中川議員のおっしゃるとおり、保育園、小学校の統廃合に関しては住民や利用者の合意の上進められていくのは当然のことではありますが、私は陳情者で

はありませんので、どこに問題があって陳情されたのか、その本質についてはわかりかねます。

以上であります。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 前段のほうです。市民厚生常任委員会でやったら、交通安全対策は通園バスやればいいので信号機は云々ということなのだけれども、それも含めて委員長がおっしゃったとおり、保護者との協議のもとでやるので、それも含めて全体としては交通安全対策だというふうに私は思うわけです。だから、何でここだけ趣旨採択にしたのか非常に曖昧、わかりにくい。一緒に採択しておいても何ら問題がない私中身だろうというふうに思うのですが、そこのところはもう一回お尋ねをしたい。

それともう一つは、非常に無責任な発言で、私は陳情者ではないのでわからないという、それはあなたは陳情者ではありませんが、今ご承知のとおり地方自治法も改正をされておりまして、参考人として来ていただいて、聞いたらこの保育園の方は来たいとも言っていたというふうに、だから来てやっぱり話聞いたら根本原因もわかったし、陳情された方々のほうの問題もあろうけれども、行政上の問題もこれあったのだろうと私は思うのです。その辺はどんなでしょうか。参考人招致は考えませんでしたか。

○議長（根岸勇雄君） 大森市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（大森幸平君） 統合問題であります。当初3園が来年の5月8日以降に一括して統合するという案であったようですが、それが住民のアンケートの結果によって、最初に金井保育園が入る、1年後に2つの保育園が入るということで、交通のいわゆる増加等に対しても、当初指摘されておった状況とは違っておるといふふうに私ども理解しておりまして、そういったことなので、十分その後のことについては当局と保護者の方が話し合いをして進めていただきたいというのが本音であります。期間的には少し時間的余裕ができたのだろうというふうに思っているところであります。

次に、陳情者の意見をなぜ聞かなかったかということでございますが、ちょっとそこまでは頭が回らなかったのとあります。申しわけございません。

○議長（根岸勇雄君） 3回目の質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） いろいろる交通安全対策の問題おっしゃったのですが、趣旨採択という趣旨にはなっているが、事実上採択だというふうな理解でいいのだろうというふうに思いますが、どうなのか。

それともう一つは、陳情された方々を参考人として呼んだらどうかということですが、例えば今委員長が言いましたが、交通量は大丈夫だというのは執行部のほうのいろんな計算でしょう。だとすれば、議会として両方の橋渡しやる、公平にやるとしたらやっぱり、ではこの陳情された方々は一体どこにどういう疑問持っているのか、小さな子供さん抱えている親御さんですから、あってもよかったのではないかということはおっしゃいます。

前段の趣旨採択だが事実上同じような採択だという理解でいいのかどうなのかお尋ねをします。

○議長（根岸勇雄君） 大森市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（大森幸平君） 要するに3園が一括して統合するというのが最初の市の方針でありましたが、それが金井保育園がまず先に入って、1年後に2つの保育園が入ると。したがって、ここに具体的に書かれておる内容については、1年間余裕がありますので、その状況を見ながら保護者と当局

で話し合いをして円満に解決してほしいというのが趣旨であります。

○議長（根岸勇雄君） 以上で陳情第10号についての質疑を終結いたします。

これより陳情第10号 金井保育園統合計画の3園統合に関する陳情についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、陳情事項1及び3については採択、陳情事項2については趣旨採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これよりただいま議決いたしました請願第6号、陳情第10号を除く市民厚生常任委員会付託案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、どうですか、10分間休憩しますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 休憩します。

午後 2時43分 休憩

午後 2時52分 再開

○議長（根岸勇雄君） 再開します。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件についての委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、中村良夫君。

〔産業建設常任委員長 中村良夫君登壇〕

○産業建設常任委員長（中村良夫君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条、第141条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第94号 佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、鷲崎簡易水道及び水津簡易水道の運営が市に移管されることに伴い、佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第101号 平成27年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について。本案は、平成27年度佐渡市簡易水道特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ4,294万5,000円を追加し、予算総額を14億6,494万5,000円とするものであります。主な内容は、前年度繰越金の増に伴う一般会計への繰

出金の増額及び人事異動等に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第102号 平成27年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第1号）について。本案は、平成27年度佐渡市下水道特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ20万7,000円を追加し、予算総額を33億5,230万7,000円とするものであります。主な内容は、下水道施設維持管理委託料の減額、下水道建設事業の増額及び人事異動等に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第106号 平成27年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について。本案は、平成27年度佐渡市水道事業会計予算について、収益的収入の予定額から13万円を減額し、収益的支出の予定額から126万7,000円を減額し、資本金収入の予定額に475万円を追加し、資本金支出の予定額に4,968万6,000円を追加するものであります。主な内容は、配水管等布設替え事業の増額及び人事異動等に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第2号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する請願。本請願は、政府が第189回国会に提出した農業改革関連法案に関し、家族農業経営の育成を旨とし、食料自給率の向上を目指すものとする事及び一般企業の農地取得や農業委員の公選制廃止は行わないことを求める意見書を政府に提出することを求めるものであります。審査の結果、不採択とすべきものとして決定しました。

陳情第5号 「働き過ぎの防止と良質な雇用の確立、中小企業支援の強化を求める意見書」の採択を求める陳情、陳情第6号 「働き過ぎの防止と良質な雇用の確立を求める意見書」の採択を求める陳情。以上2件の陳情は、政府が第189回国会に提出した労働基準法及び労働者派遣法を改正する法案に関し、労働者保護法制を強化すること及び地域別に定められている最低賃金を全国一律化するとともに、賃金水準を引き上げること等を求める意見書を政府に提出することを求めるものであります。審査の結果、不採択とすべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（根岸勇雄君） これより請願第2号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する請願についての討論に入ります。

中村良夫君の賛成討論を許しますが、簡潔にお願いいたします。

〔14番 中村良夫君登壇〕

○14番（中村良夫君） 日本共産党の中村良夫です。請願第2号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する請願について、賛成の立場で賛成討論を行います。

農業の危機的状況をつくり出したのが、これまでの自民党農政であることは全く触れず、JA改革すればよくなるように宣伝していますが、実際には協同組合の性格を変質させ、株式会社化させて、一企業として企業間競争に巻き込むとともに、TPPの反対活動を弱らせるためです。農業委員会制度の改悪も企業が自由に参入できるようにするためです。

短目にいきますが、請願第2号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する請願、請願団体は2つです。農民運動新潟県連合会と新潟県農協労働組合連合会です。請願事項だけを紹介します。1つ、農政改革に当たっては、国連も推奨している家族農業経営を育てることを旨とし、食料自給率の向上を目指す

ものとする、一般企業の農地取得に道を開く農地法改正や農業委員会の公選制などの廃止をやめること。2、協同組合である農協のあり方は、農協自身の改革を尊重し、法的な措置による強制をやめること。以上です。

農業改革は、農業農政大改悪であります。よって、請願第2号について賛成するものであります。

以上、賛成討論といたします。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（根岸勇雄君） 以上で中村良夫君の賛成討論は終わりました。

請願第2号についての討論を終結いたします。

これより請願第2号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する請願についての採決に入ります。

請願第2号に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、原案に賛成する者の起立により行います。

念のため申し上げます。委員長の報告にかかわらず請願第2号を採択とされる方は起立してください。

それでは、お諮りいたします。本案は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立少数であります。

よって、本案は不採択と決しました。

これより陳情第5号 「働き過ぎの防止と良質な雇用の確立、中小企業支援の強化を求める意見書」の採択を求める陳情についての採決をいたします。

陳情第5号に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、原案に賛成する者の起立により行います。

念のため申し上げます。委員長報告にかかわらず陳情第5号を採択とされる方は起立してください。

それでは、お諮りいたします。本案は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立少数であります。

よって、本案は不採択と決しました。

これより陳情第6号 「働き過ぎの防止と良質な雇用の確立を求める意見書」の採択を求める陳情についての採決に入ります。

陳情第6号に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、原案に賛成する者の起立により行います。

念のため申し上げます。委員長報告にかかわらず陳情第6号を採択とされる方は起立してください。

それでは、お諮りいたします。本案は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立少数であります。

よって、本案は不採択と決しました。

これよりただいま議決いたしました請願第2号、陳情第5号、陳情第6号を除く産業建設常任委員会付託案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 発議案第8号

○議長（根岸勇雄君） 日程第2、発議案第8号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中川直美君。

〔8番 中川直美君登壇〕

○8番（中川直美君）

発議案第8号

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成27年10月1日

佐渡市議会議長 根岸勇雄様

提出者	佐渡市議会議員	中川直美
賛成者	〃	浜田正敏
	〃	近藤和義
	〃	岩崎隆寿
	〃	大森幸平
	〃	大澤祐治郎
	〃	竹内道廣
	〃	山田伸之

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、地方版総合戦略の策定などの新たな政策課題に直面している。一方、地方公務員をはじめ、人材が減少する中で、新たなニーズの対応が困難となっていることから、公共サービスを担う人材確保に努めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要がある。

しかし、経済財政諮問会議において、平成32年のプライマリーバランスの黒字化をはかるため、社会保障と地方財政が二大ターゲットとされ、歳出削減にむけた議論が進められている。

必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の本来の役割であるが、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。

このため、平成28年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積り、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立をめ

ざすことが必要である。

よって、国においては、次の事項の実現を強く求める。

記

- 1 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。特に、今後、策定する財政再建計画において、地方一般財源総額の現行水準の維持を明確にすること
- 2 子ども・子育て新制度、地域医療構想の策定、地域包括生活ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと
- 3 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興に係る財源措置については、復興集中期間終了後の平成28年度以降も継続すること。また、平成27年の国勢調査を踏まえ、人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を検討すること
- 4 法人実効税率の見直しや自動車取得税の廃止などの各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応すること。また、償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であることから、現行制度を堅持すること
- 5 地方財政計画に計上されている歳出特別枠及びまち・ひと・しごと創生事業費については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振替えること
- 6 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（根岸勇雄君） これより発議案第8号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 発議案第9号

○議長（根岸勇雄君） 日程第3、発議案第9号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中川直美君。

〔8番 中川直美君登壇〕

○8番（中川直美君）

発議案第9号

柏崎刈羽原発再稼働に関する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成27年10月1日

佐渡市議会議長 根岸勇雄様

提出者	佐渡市議会議員	中川直美
賛成者	〃	浜田正敏
	〃	近藤和義
	〃	岩崎隆寿
	〃	大森幸平
	〃	大澤祐治郎
	〃	竹内道廣
	〃	山田伸之

柏崎刈羽原発再稼働に関する意見書

平成23年3月11日に発生した福島第一原発事故から、4年半が経過した現在でも、収束どころか事故原因も解明されておらず、原発の再稼働については、多くの国民が心配している。また、政府は、平成27年8月11日に新基準に適合したとして鹿児島県川内原発の再稼働をすすめている。

新潟県には、世界一の集中立地原発の柏崎刈羽原発があり、重大事故が発生すれば被害は福島第一原発を大きく上まわる。原子力規制委員会による新潟県における放射能の拡散シミュレーションでは、42.5kmにまで拡散する可能性を示している。

柏崎刈羽原発は、佐渡市の対岸わずか50kmの距離に位置しているが、福島第一原発事故による放射能汚染は50kmを超えて広がった。さらに、佐渡市は離島であり、陸続きに避難できない地理的特殊性がある。

よって、柏崎刈羽原発について、拙速な再稼働は行わず、福島第一原発の事故を十分検証し安全体制を確立するとともに、島民の安全・安心を優先し十分理解を得られるよう、下記事項の実現について強く求める。

記

1 拙速な再稼働は行わず、福島の悲劇を二度と繰り返さないためにも、福島第一原発の事故を十分検証し、安全体制を確立し、住民の安全・安心を優先すること

2 再稼働にあたっては、離島という地理的特殊性に配慮し、十分に島民の理解を得ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

趣旨は、原発を再稼働させるならば、福島原発事故を十分検証し、安全体制などの確立の上でやることと、離島の特殊事情から島民への十分な理解を得るべきだというものであります。

議員各位のご賛同をどうかよろしくお願いいたします。

○議長（根岸勇雄君） これより発議案第9号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 発議案第10号

○議長（根岸勇雄君） 日程第4、発議案第10号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐藤孝君。

〔16番 佐藤 孝君登壇〕

○16番（佐藤 孝君）

発議案第10号

私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成27年10月1日

佐渡市議会議長 根 岸 勇 雄 様

提出者	佐渡市議会議員	佐 藤	孝
賛成者	〃	荒 井	眞 理
	〃	近 藤	和 義
	〃	竹 内	道 廣
	〃	猪 股	文 彦
	〃	岩 崎	隆 寿
	〃	中 川	直 美

私学助成の増額・拡充を求める意見書

全国では約3割の高校生が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育に重要な役割を担っている。

平成22年度より公立高校の授業料無償化が実現し、平成26年度入学生から年収910万円以上の世帯は学費負担が発生することになったが、年間約12万円の学費負担にとどまっている一方、私立高校では世帯収入により授業料の一部を補う就学支援金と自治体独自の学費軽減制度で一定に学費負担が軽減されているが、平成26年度における入学金を含む初年度納付金は全国平均約72万円となっており、就学支援金を差引いても約60万円の学費負担がなお残されている。

また、私立高校の専任教員数は公立高校との比較において少なく、専任教員一人当たりの生徒数は公立高校が14.9人に対して、私立高校の平均は19.6人で約1.3倍となっている。

憲法及び教育基本法は「教育の機会均等」を謳っているが、公立高校に比べて高額な学費を負担し、その上教育条件も厳しい状況となっていることは、これらに照らしても憂慮すべき状況である。

未来を担う子どもたちのために教育予算を増額し、私学に通う生徒・保護者の学費負担を軽減し、私学教育本来の良さを一層発揮するための教育条件の維持・向上を図るため、私立高校生への就学支援金の拡

充と私立高校への経常費助成の増額・拡充が求められている。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講ずるよう求める。

記

1 私立高校生への就学支援金制度を拡充すること

2 私立高校への経常費助成を増額・拡充すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

私学助成の増額・拡充を求める意見書

新潟県内の高校生の約2割は私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育に重要な役割を担っている。

平成22年度より公立高校の授業料無償化が実現し、平成26年度入学生から年収910万円以上の世帯は学費負担が発生することになったが、年間約12万円の学費負担にとどまっている一方、私立高校では国の就学支援金と県独自の学費軽減制度により、授業料と施設設備費の一部の学費負担が軽減されているが、平成26年度における入学金を含む初年度納付金は県平均約57万円で、国・県の学費支援後も年収350万円未満の世帯で約18万～26万円、年収350万～910万円未満の世帯で約40万～46万円の学費負担が残されたままとなっている。

また、私立高校の経常経費に対する助成は2分の1以内に限定されてきたために、私立高校は教育条件を整備する上で、さまざまな困難をかかえてきた。全教員に占める専任教員の割合は、公立高校が約8割を占めるのに対し、私立高校は約6割にとどまっており、不足分を期限付きの教員で補っているのが現状である。

未来を担う子どもたちのために教育予算を増額し、私学に通う生徒・保護者の学費負担を軽減し、私学教育本来の良さを一層発揮するための教育条件の維持・向上を図るために、私立高校生への就学支援金の拡充と私立高校への経常費助成の増額・拡充が求められている。

よって、県においては、下記の事項について特段の措置を講ずるよう求める。

記

1 私立高校生への県独自の学費軽減制度を拡充すること

2 私立高校への経常費助成を増額・拡充すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（根岸勇雄君） これより発議案第10号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 発議案第11号

○議長（根岸勇雄君） 日程第5、発議案第11号 佐渡市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正

する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岩崎隆寿君。

〔13番 岩崎隆寿君登壇〕

○13番（岩崎隆寿君）

発議案第11号

佐渡市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を地方自治法第112条及び佐渡市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成27年10月1日

佐渡市議会議長 根 岸 勇 雄 様

提出者	佐渡市議会議員	岩 崎 隆 寿
賛成者	”	金 光 英 晴
	”	佐 藤 孝
	”	大 澤 祐治郎
	”	中 川 直 美
	”	大 森 幸 平
	”	山 田 伸 之

佐渡市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市議会政務活動費の交付に関する条例（平成16年佐渡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「議会における会派及び議員に対し」を削る。

第2条中「議員の職にある者（以下「議員」という。）」を「会派に属さない議員（以下「無会派議員」という。）」に改める。

第3条第3項及び第4項を削る。

第3条の2の見出し中「議員」を「無会派議員」に改め、同条第1項中「議員に」を「無会派議員に」に改め、「(会派に所属する議員を除く。以下この条において同じ。）」を削る。

第3条の2第3項及び第4項を削る。

第4条を次のように改める。

（会派及び議員の異動に伴う調整）

第4条 政務活動費の交付を受けた会派及び無会派議員に、年度の途中において異動（会派の結成若しくは解散又は会派への加入若しくは会派からの離脱をいう。以下この項において同じ。）があったときは、異動のあった会派及び議員の間において当該異動のあった議員に係る政務活動費の帰属について調整しなければならない。

2 前項の規定により調整した場合において、第6条の経理責任者又は無会派議員は、第7条第1項に規定する政務活動費に係る収入及び支出の報告書において当該調整の内容を記載しなければならない。

第5条中「議員」を「無会派議員」に改める。

第7条第1項中「議員」を「無会派議員」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める者は、速やかに収支報告書等を提出しなければならない。

(1) 政務活動費の交付を受けた会派が解散したとき 当該会派の経理責任者であった者

(2) 政務活動費の交付を受けた無会派議員が議員でなくなったとき 当該無会派議員であった者

第8条第1項中「議員」を「無会派議員」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「政務活動費の交付を受けた議員が、」を「政務活動費の交付を受けた会派及び無会派議員は、会派の所属議員又は無会派議員が」に、「政務活動費を」を「政務活動費について、」に改め、同項後段を削り、同項を同条第2項とする。

別表第2中「議員」を「無会派議員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成27年6月1日から適用する。

本案は、年度途中で会派の異動等が生じた場合に、その都度行うこととされていた精算を年度末に一括して処理することができるよう条例を改めるものであります。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（根岸勇雄君） これより発議案第11号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議員の派遣について

○議長（根岸勇雄君） 日程第6、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第165条の規定により、お手元に配付したとおり議員を派遣することについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付したとおり決定いたしました。

日程第7 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（根岸勇雄君） 日程第7、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各委員長からお手元に配付したとおり閉会中の継続審査等の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査等に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査等に付することに決しました。

○議長（根岸勇雄君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

甲斐市長。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） それでは、平成27年第3回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まずもって、本定例会に提案をいたしました議案につきましてご審議をいただき、厚くお礼を申し上げます。今議会の一般質問の際には、市政の各分野につきまして14人の議員の方から質問をいただきましたが、改めて重要課題を整理をし、今後の市政執行に臨みたいと考えているところであります。

さて、本日10月1日から実施が予定されておりました佐渡汽船の貨物運賃改定について、一旦実施が見送られ、今後も佐渡汽船と関係事業者との間で協議が継続されることになりました。この件に関しまして、本定例会の会期中において大変多忙のところ、意見書や決議の提出などに特段のご配慮をいただき、議員の皆様には改めて感謝申し上げる次第でございます。本当にありがとうございました。

次に、市民の皆様にご迷惑をおかけいたしました職員の不祥事及び議員の皆様からご指摘のありました補助金の執行等につきましては、再発防止対策について既に取り組みを進めているところでありますけれども、9月29日に佐渡市職員不祥事再発防止対策検証会議から貴重なご提言をいただきましたので、それを踏まえた上でより一層体制を強化をし、市民の皆様への信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。

結びになりますが、猛暑に悩まされた夏もいつしか秋に向かい、朝晩肌寒さを感じるようになりました。議員の皆様におかれましては、くれぐれも健康にご留意をいただき、市勢発展のため今後ともご活躍くださりますようご祈念を申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（根岸勇雄君） 以上で会議を閉じます。

平成27年第3回佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 3時13分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 根 岸 勇 雄

副 議 長 近 藤 和 義

署名議員 大 森 幸 平

署名議員 中 川 直 美